

<p>施策目標名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1:食品等の安全性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 食品安全行政の概要</p> <p>○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。</p> <p>(1)規格基準の設定及び見直し ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留基準の設定に当たっては、国際的な整合化を図るため、暴露評価において手法の高度化を進めている。</p> <p>・ また、新たな育種技術(遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等)や従来にはない新開発食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。</p> <p>(2)計画に基づく監視指導 ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。</p> <p>(3)輸入食品の安全性確保 ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。</p> <p>・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。</p> <p>・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。</p> <p>・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。</p> <p>(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。</p> <p>2. 食品衛生法の改正について</p> <p>○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。</p> <p>○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、食品の安全性を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月に完全施行された。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>(1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。</p> <p>(2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。 <HACCPに基づく衛生管理> ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。 <HACCPの考え方を取り入れた衛生管理></p> <p>(3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 ・ 厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ること等を義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。</p> <p>(4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。</p> <p>(5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。</p> <p>(6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。</p> <p>(7)その他 ・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。</p>

施策実現のための背景・課題	1	残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。					
	2	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。					
	3	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。					
	4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
	目標1	残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を考慮した残留基準の見直しを計画的に進めるとともに、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進する等、食品衛生に関する監視指導を徹底するための体制強化が必要である。 ・ また、残留農薬・食品添加物等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する必要がある。 				
	(課題1)						
	目標2	HACCPの義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCPの義務化を含めた制度改正に向け、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 ・ また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。 				
	(課題2)						
	目標3	検疫所における水際対策等の推進	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。				
	(課題3)						
	目標4	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 ・ また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。 				
(課題4)							
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,883,774	4,421,440	3,995,823	4,827,029	4,176,413
		補正予算(b)	0	0	0	-33,960	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,883,774	4,421,440	4,420,704	4,793,069	
	執行額(千円、d)		3,533,432	4,028,222	3,995,823	4,316,566	
執行率(%、d/(a+b+c))		91.0%	91.1%	90.4%	90.1%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数 (アウトプット) ※令和3年度は「前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率」(アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在(指標設定当時)まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 残留基準の見直しに関して、令和2年度までは、過去5年間に見直しを行った品目数の平均以上を目標値としていたが、令和3年3月の有識者会議の議論を基に、現在(令和3年6月時点)までにほとんどの農薬等(約700)が食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼済みとなっていることを踏まえ、今後は、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等に対する適切な残留基準の見直しに係る目標を設定することが重要であると考え。 そこで、令和3年度は、前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率60%を目標値とする。 (参考)平成27年度実績:22品目、平成28年度実績:35品目							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		—	過去5年の品目数の平均(40品目)以上	過去5年の品目数の平均(45品目)以上	過去5年の品目数の平均(47品目)以上	過去5年の品目数の平均(38品目)以上	60%	過去5年の品目数の平均以上 ただし、令和3年度は、食安委からの通知後1年以内に見直しを完了する達成率を60%	○	△
			82品目	31品目	19品目	14品目	58%			
測定指標	指標2 要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終了した率 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」(平成28年6月10日付け生食発0610第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)において、要請者から要請された品目に関して、資料収集に要する期間を除き、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から1年以内に行うよう努めるものとしたことから、本指標を設定する。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 添加物製剤の指定等の要請などについては、一つの要請について複数の成分規格等を設定する必要があるため、審査事項が複雑となり、指定等までに一定の期間を要することも想定されることから、達成率70%を目標値とする。 (参考)国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率 平成27年度実績:100%、平成28年度実績:—							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		—	70%	70%	70%	70%	70%	70%	○	— (該当なし)
			100%	100%	27%	89%	— (該当なし)			

測定指標	指標3 大規模食中毒の発生件数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条)。)						目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 ・ 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を狙いつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成27年実績:2件、平成28年実績:2件	基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			○		
		—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下					
			2件(年次集計)	2件(年次集計)	0件(年次集計)	3件(年次集計)	2件(年次集計)						
	指標4 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。						目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 ・ 禁停止命令は、突発的の事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。 ・ 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.estat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件	基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			○	(○)	
		—	過去5年の施設数の平均(752件)以下	過去5年の施設数の平均(751件)以下	過去5年の施設数の平均(787件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均以下					
			711件	857件	618件	350件	集計中(R5年1月頃公表予定)						
【参考】指標5 食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)	実績値												
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
	3名(年次集計)	3名(年次集計)	4名(年次集計)	3名(年次集計)	2名(年次集計)								

達成目標3について		検疫所における水際対策等の推進								
測定指標	指標6 輸入食品モニタリング検査 達成率 (アウトプット)	指標の選定理由	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしているため。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・令和4年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html ・令和2年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20645.html (参考)平成27年度実績:102%、平成28年度実績:102%							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	年度ごとの実績値					—	—	—
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	(○)
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		102%	101%	101%	102%	集計中 (R4年8月中公表予定)				
	指標7 輸入食品の規格基準等の 違反件数 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 令和4年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html 令和2年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20645.html (参考)平成27年度実績:858件、平成28年度実績:773件 							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
—		年度ごとの実績値					—	—	—	
—		過去5年の件数の平均以下(921件)	過去5年の件数の平均以下(874件)	過去5年の件数の平均以下(822件)	過去5年の件数の平均以下(799件)	過去5年の件数の平均以下(766件以下)	過去5年の施設数の平均以下	○	(○)	
	821	780	763	691	集計中 (R4年8月中公表予定)					

達成目標4について		食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等								
測定指標	指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf (参考) ・食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 平成27年度実績:72%、平成28年度実績:71.8% 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	直近の実績値である令和3年度の実績値は、分母:有効回収数(2,447人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,893人)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
	—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△	
	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			
		72.4%	77.0%	79.4%	75.2%	77.4%				
	【参考】指標9 食品の安全性に関する意見交換会への参加者数 出典:医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		4,266	5,186	3,330	8,793	3,432				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者会議WG後に記載予定
-----------------	---------------

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)での指摘を受けて、令和3年度に新たな目標へと見直しを行ったが、同年度は目標値に対する実績値(58%)の割合が97%であることから、概ね達成できたと判断した。 ・ 指標2については、通常厚生労働省における指定等の手続き等には1年弱の時間がかかるが、最後に指定等が実施された令和3年1月15日以降、食品安全委員会から食品健康影響評価の新たな結果通知は令和3年10月5日であり、令和3年度中には食品添加物の指定・規格基準改正がなかったため算出されていない。ただし、令和4年以降に指定等を予定している品目については手続(薬事食品衛生審議会における審議等)が遅滞なく進んでおり、施策は問題なく実施されている。 ・ 指標3については、大規模食中毒の発生件数が過去5年の発生件数の平均と同水準以下で推移しており、目標を達成していると判断した。 ・ 指標4については、令和3年度の実績を集計中であるものの、令和2年度までの実績や改正食品衛生法の完全施行が令和3年6月1日に行われたこと(※1)を踏まえると、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は、令和3年度も令和2年度と同程度又はそれを下回ると考えられるため、目標を達成していると思わせると判断した。 ※1 令和2年6月1日にHACCPに沿った衛生管理の制度化が施行されている。 ・ 指標6、7については、令和3年度実績値は集計中であるものの、現在集計が完了している平成29年度から令和2年度までは毎年度目標を達成しており、目標を達成していると思わせると判断した。 ・ 指標8については、令和3年度の目標値は80%以上であるところ、実績値は77.4%(達成度は96.8%で、80%以上100未満)であるため、概ね目標を達成していると思判断した。 ・ 以上より、主要な指標である指標2が判定不能となったが、その他の全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」であることから、目標達成度合いは③(相当程度進展あり)、判定結果はB(達成に向けて進展あり)と判断した。
<p>総合判定</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、令和2年度までは、毎年度、着実に見直し品目数を増やしていくとの考えから、過去5年の品目数の平均を指標としていたが、令和3年度は、食品安全委員会による評価結果数の変動等による毎年度の状況を踏まえた指標を設定するとの考えに変更し、前年度に食品安全委員会から評価結果の通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直した品目の割合を指標としている。 ・ 令和3年度実績値が目標値に若干届かなかったのは、コロナ対応により全省的に業務過多となる中で、数日の差で1年以内を満たせなかった品目が生じたことが要因であると考え。 ・ 指標2については、令和3年度には添加物の指定等がなかったものの、令和4年度以降に向けて、添加物としての指定等がなされる予定の品目に関する手続(薬事・食品衛生審議会における審議等)を着実に実施する等の対応を進めている。
<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p>【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3については、令和3年度も大規模食中毒の発生件数を2件のみに抑えることができた。 ・ HACCPに沿った衛生管理の完全施行されたことも理由の一つとして考えられる一方で、食中毒件数そのものが減少しており、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響(手洗いの徹底といった個人衛生意識の高まり、飲食店の営業時間規制等)も考えられることから、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。 ・ 指標4については、令和3年度実績値は集計中であるものの、都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は令和元年度及び令和2年度はそれぞれ前年度と比べ、減少している。 ・ この要因の一つとしては、HACCPに沿った衛生管理の義務化に向けた食品等事業者の取組が挙げられるが、新型コロナウイルス感染症の影響(飲食店の営業時間規制等)も受けていると考えられるため、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。
<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p>【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入食品の安全性の確保は、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。 ・ 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査(※2)を実施するとともに、食品衛生法の違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ※2 モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定している。 ・ 指標6については、令和3年度実績値は集計中であるものの、平成29年度から令和2年度まで毎年度、モニタリング検査の達成率(実施件数/計画件数×100)は100%以上を維持しており、年間計画に基づくモニタリング検査が適切に実施されていると判断できる。 ・ 指標7については、令和3年度実績値は集計中であるものの、令和2年度の輸入届出件数は約235万件(令和元年度:約254万件)であり、届出に対して200,876件(令和元年度:217,216件)の検査を実施し、このうち691件(延べ729件)(令和元年度:763件(延べ800件))を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。 ・ 令和2年度の違反率は届出件数の0.03%(令和元年度:0.03%)であり、低い水準が維持されている。 ・ 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議や現地調査を通じた輸出国における衛生対策の推進とともに、輸入者に対する指導等を行っており、これらの取組が有効に機能していると考え。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (有効性の評価)	<p>【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8については、令和3年度実績値は77.4%となり、目標値である80%に僅かに届かなかった。 平成29年度以降令和3年度まで同様の傾向が続いているが、要因としては、特に若い世代へのアプローチが十分でない可能性が考えられる。
	施策の分析 (効率性の評価)	(効率性の評価)
		<p>【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、一日摂取量調査に関して、単位当たりコストは年度ごとに0.1～0.2百万円で推移しているところであり、引き続き、可能な限り効率的な実施に取り組んでいく。 指標2については、事前相談の対応の実施により必要な調整をした上で進めており、調整にかかる負担を可能な限り小さくすることで、効率的に取組を進めている。
	施策の分析 (効率性の評価)	<p>【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標3については、食品保健総合情報処理システムの活用により、情報伝達の効率化を行い、個々の食中毒事件について速やかに自治体に共有し、食中毒の早期発見、大規模化防止に努めている。 指標4については、国が定める指針等に基づき、都道府県等が地域の実情を踏まえて毎年度策定する監視指導計画や食品衛生監視員の指導内容の平準化等により、効果的・効率的に監視指導を実施している。
		<p>【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6、指標7については、輸入食品監視指導計画において、輸入実績や違反状況等を踏まえた計画を策定することで、効率的に取組を進めている。
	施策の分析 (効率性の評価)	<p>【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8については、食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁、農林水産省、食品安全委員会等の関係府省庁と共催で意見交換会を開催することで、効率的に取組を進めている。
	施策の分析 (現状分析)	(現状分析)
		<p>【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)において、農薬等の残留基準値見直しの実態に合った目標に見直すようにとの指摘を受けて、令和3年度に目標の見直しを行ったところであり、今後も、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について適切に残留基準の見直しを行っていく。 指標2については、添加物としての新規の指定に関する要請が食品関連事業者等から多く寄せられているところであり、引き続き、標準的事務処理期間内に指定等の手続を実施していく必要がある。
	施策の分析 (現状分析)	<p>【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標3については、ここ数年発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。 指標4については、ここ数年微減傾向にあるが、今後も引き続き、HACCPに沿った衛生管理の定着に取り組むこと等により、営業禁停止の件数減少に向けた施策を進めていくことが必要である。
		<p>【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6、指標7について、輸入食品の届出件数は、COVID19の影響により一時的な減少が見られるものの、経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要である。 そのため、引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。 また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。
施策の分析 (現状分析)	<p>【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8については、具体的な取組としては、食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成等を行っている。 毎年度実績値が目標値に若干届いていない状況を改善するため、引き続き、食品の安全性について正しい知識の普及につながるようなリスクコミュニケーションの取組を強化していくことが必要である。 	

次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
	【達成目標1: 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】 ・ 指標1については、今後も、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等の残留基準見直しを着実に進めていくため、当該目標を維持し、取組を進めていく。
	・ 指標2については、令和4年度以降に添加物として指定等がなされる予定の品目について着実に手続を進めているところであり、引き続き、当該目標を維持し、年度ごとの目標達成を目指していく。
	【達成目標2: HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】 ・ 指標3については、ここ数年は発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、食品の安全性の更なる向上が求められていることから、当該目標を維持し、着実に取組を進めていく。
	・ 指標4については、目標年度における目標値の達成に向け、令和3年6月1日に完全施行されたHACCPに沿った衛生管理の定着に向けた取組を実施していく。
	【達成目標3: 検疫所における水際対策等の推進】 ・ 指標6、指標7については、輸入食品の増加傾向は続いていると考えられ、引き続き、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要であることから、毎年度の計画で定める目標を達成し、着実に取組を進めていく。
【達成目標4: 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】 ・ 指標8については、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間を期間とする第4次食育推進基本計画では、令和7年度までに80%以上とすることを目標値としている。 ・ なお、現状は、国民の意識調査の結果を指標としているが、本結果は施策の効果を直接的に反映するものではないため、施策の有効性の評価が困難である。そのため、今後は、食品安全に関する意見交換会の参加者に対して行うアンケート調査において、内容について理解できたと回答した者の割合を新たな指標とすることで、国民の食品安全に対する意識を一定程度評価できるとともに、施策の効果を直接的に評価可能となる見込みである。	

参考・関連資料等	添加物指定等の標準的事務処理期間: https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000127005.pdf 衛生行政報告例: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469 第4次食育推進基本計画(指標8関係) URL: https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf 食育に関する意識調査報告書(指標8関係) URL: https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r04/pdf_index.html 【関連事業の行政事業レビューシート】 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-1-1.html
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全 企画課	作成責任者名	生活衛生・食品安全企 画課長 成松 英範	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	--------